

## 南相馬市自治基本条例に関する市民懇談会設置要綱

## (目的)

第1条 (仮称)南相馬市自治基本条例(以下「条例」という。)の策定に資するため、南相馬市自治基本条例に関する市民懇談会(以下「自治基本条例市民懇談会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 自治基本条例市民懇談会は、条例に盛込む内容について検討を行い、市長に報告する。

## (構成)

第3条 自治基本条例市民懇談会の委員(以下「委員」という。)は、20人以内の市民を市長が委嘱し、又は任命する。

ただし、市民には、市内に通勤・通学及び市内で市民活動をしている者を含む。

2 前項の委員のうち、公募の委員を各地域自治区から3人以内とする。

## (委員の任期)

第4条 条例が制定されるまでの期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 自治基本条例市民懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、自治基本条例市民懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 自治基本条例市民懇談会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

## (庶務)

第7条 自治基本条例市民懇談会の庶務は、企画部政策経営課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、自治基本条例市民懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が自治基本条例市民懇談会に諮って定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成19年1月18日から施行する。